

筑後川水系河川整備計画の策定に係る ご意見について

平成 1 8 年 3 月 2 4 日

国土交通省九州地方整備局

目 次

1 . 意見集約結果	P 1
2 . 河川整備計画案に盛り込まれている意見等 (集約)	
2 . 1 治水に関するもの	P 4
2 . 2 利水に関するもの	P 6
2 . 3 自然環境に関するもの	P 7
2 . 4 空間利用に関するもの	P 9
2 . 5 管理に関するもの	P 1 1
2 . 6 その他	P 1 3
3 . 新たに河川整備計画 (案) に盛り込んだ意見等 (集約)	
3 . 1 治水に関するもの	P 1 4
3 . 2 自然環境に関するもの	P 1 4
3 . 3 空間利用及び管理に関するもの	P 1 5
3 . 4 その他	
4 . 河川整備計画 (案) に盛り込まれていない意見等 (集約)	
4 . 1 河川整備計画の対象区間外の意見	P 1 6
4 . 2 城原川ダムについて	P 1 6
4 . 3 森林の機能について	P 1 6
4 . 4 他の管理者に係る施設について	P 1 7
4 . 5 水資源の計画について	P 1 7
4 . 6 水質汚濁対策について	P 1 8
4 . 7 その他	P 1 8

1. 意見集約結果

平成15年10月2日に国土交通大臣により筑後川水系河川整備基本方針が策定され、これを受けて九州地方整備局は筑後川水系河川整備計画を策定することとしています。

策定にあたって、学識経験者の意見を聴くため、平成15年11月16日に城原川流域委員会を佐賀県と共同で設置し、平成16年11月5日の最終会までに13回の委員会を開催しました。また、平成16年6月17日に筑後川水系流域委員会を設置し、平成18年2月27日の最終回までに6回の委員会を開催しました。

筑後川水系は、熊本県、大分県、福岡県、佐賀県の4県10市6町1村（大臣管理区間沿川）にまたがり、河川整備計画策定に係る地域の自然的、社会的環境が大きく異なるとともに住民の考え方も異なることから、関係住民の意見を筑後川水系河川整備計画（原案）作成の参考とさせていただくため、平成16年7月19日から平成17年8月2日にかけて、住民懇談会「流域1万人会議」等の開催を128会場で行いました。

また、平成18年1月10日に筑後川水系河川整備計画（原案）を発表し、原案の説明と意見交換を行うため、平成18年1月17日から平成18年2月14日にかけて、住民懇談会「第2次1万人会議」を26会場で開催しました。さらにハガキ・インターネットによる意見募集など、様々な機会を通じて流域住民の皆さまから数多くのご意見を頂きました。（図-1参照）

誠に有り難うございました。

ご意見の聴取結果は表-1のとおりであり、一人のご意見の中に異なる複数のご意見がある場合もあり、1,441件のご意見を頂きました。

このすべてのご意見とご質問については、九州地方整備局筑後川河川事務所ホームページ（<http://www.qsr.mlit.go.jp/chikugo/>）に掲載しています。

その際、氏名等の個人情報の公表は、差し控えさせて頂きました。

ここで頂いたご意見を、治水、利水、環境、利用、管理、その他の6項目に大きく分類した結果、

治水に関するご意見が263件

利水に関するご意見が45件

環境に関するご意見が366件

利用に関するご意見が342件

管理に関するご意見が169件

その他のご意見が256件

でした。

次章以降に、皆さまから頂いたご意見に対してその対応をご説明します。

なお、同趣旨と思われるご意見を集約しますと、117件になりました。

意見の内容を拝読いたしますと、平成18年1月10日に発表しました筑後川水系河川整備計画（原案）に既に記載されていたものが63件ありましたので、改めて説明させていただきます。

また、頂いた意見の内24件につきましては、新たに筑後川水系河川整備計画案に盛り込むこととしました。一方で、筑後川水系河川整備計画案に盛り込まなかった意見は30件あります。これらに関する理由につきましては、後で説明させていただきます。

表 - 1 意見聴取結果

	手 段	実 施 日	聴取結果
学 識 経 験 者 の 意 見	城原川流域委員会	委員会開催 : H15.11.16 ~ H16.11.16 個別意見聴取 : H18.1.19 ~ 2.17	・ 委員会開催数 13 回 ・ 委員会委員数 18 人
	筑後川水系流域委員会	委員会開催 : H16.6.17 ~ H18.2.27	・ 委員会開催数 6 回 ・ 委員会委員数 19 人
住 民 意 見	第 1 次筑後川流域 1 万人会議	H16.7.19 ~ H17.8.2	・ 筑後川流域の 128 会 場で開催 ・ 参加者 5,680 人
	第 2 次筑後川流域 1 万人会議	H18.1.17 ~ H18.2.14	・ 筑後川流域の 26 会 場で開催 ・ 参加者 1,181 人
	筑後川シンポジウム	H18.1.28	・ 筑後川流域最大の都市で 中流に位置する久留米市 で開催 ・ 参加者約 350 人
	ハガキ付きパンフレットによる住民アンケート	H18.1.15 ~ H18.2.17	・ 筑後川に接する地域の全 家庭に配布約 103,500 回収数約 1,000 通、回収率 1%弱
	インターネット等	H18.1.15 ~ H18.2.17	・ メール等 4 通

第 1 次筑後川流域 1 万人会議で出されたご意見、城原川流域委員会や筑後川水系流域委員会における、平成 18 年 1 月 10 日以前のご意見につきましては、河川整備計画原案（平成 18 年 1 月 10 日公表）を作成するまでの段階において参考とさせていただいておりますので、今回の集約対象ではございません。

2. 河川整備計画(案)に盛り込まれている意見等(集約)

学識経験者並びに流域住民の皆様からいただいたご意見のうち、既に河川整備計画原案(以下計画原案という)に記載されている意見がありましたので、改めて以下のとおり説明させていただきます。

2.1 治水に関するもの

NO	分類	意見	対応
1	治水	県が管理している支流でも危険な場所が存在するので、国と県で連携を図って対応してほしい。	河川整備計画の対象区間は、計画案「P74～76: 図3-2-1及び表3-2-1」に示すとおり、筑後川水系の大臣管理区間ですが、県及び市町村が管理する支川の整備と連携することは必要と認識しており、その旨を、計画案「P112 (5)支川の排水能力向上」に記載しております。
2	治水	支川の排水が悪く浸水被害の発生を心配している。(花宗川、不動川、桂川、古川等)	
3	治水	宝満川の治水対策を早期に進めてほしい。	河川整備計画の対象期間は、計画案「P77 3.2.2 河川整備計画の対象期間」に記載しておりますとおり、概ね30年としております。宝満川端間地区の河川堤防につきましては、道路管理者による道路整備に併せて今後30年間の前半のうちに整備したいと考えております。
4	治水	宝満川の端間地区については道路整備と連携を図って堤防の整備を進めてほしい。	
5	治水	古い年代に築造された堤防は河川の浚渫土が利用されており脆いのではないかと。	筑後川の堤防は、過去の洪水履歴等に基づいて、長年にわたり拡築や補修が行われてきました。これらの河川堤防は工事の履歴や土質等が明確でないところもあり、工学的に検討されたものではありません。そこで、堤防の詳細点検を実施し、必要に応じて強化します。その旨を、計画案「P41 2.1.3 堤防の安全性」、計画案「P83 4.1.1洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する考え方」及び計画案「P107 (2)堤防の質的安全性確保」に記載しております。
6	治水	高潮対策としての堤防整備を進めてほしい。(大川市小保、大川市大角、川副町、柳川市)	河川整備計画の目標高に対して、高潮対策としての堤防高が低い区間については、堤防等を整備します。その旨を、計画案「P83 4.1.1洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する考え方」及び「P110 (4)高潮による氾濫の防止」に記載しております。
7	治水	社会基盤整備として、治水対策は重要である。その上で環境への配慮を行っていくべき。	計画案「P86 4.1.4河川整備の実施に関する総合的な考え方」に示すように、河川整備の実施にあたっては、治水、利水、環境及び利用を一体的に捉え、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で整備します。
8	治水	堤防断面が狭小なところが洪水時に崩壊しないかと心配である(本川金島地区、城原川等)。	本川金島地区、城原川等において堤防の幅が不足している区間については、堤防の拡幅を行います。計画案「P90～105」における「表 堤防整備箇所一覧」及び「図 代表横断面」をご参照願います。
9	治水	城原川では、ダムが先行し、河川整備が進まないのではないかと心配である。	城原川については、現在実施中の河川改修を段階的・継続的に行うことに併せて、城原川ダムの建設を進めていきます。それぞれの具体的な内容については、「P94 【支川城原川】、P112 (6)洪水流量の低減、P114 城原川ダム」に記載しております。
10	治水	現在の城原川沿川の社会状況を考えると、大きな洪水が来た場合、昭和28年のような被害では済まないと思う。城原川ダムの早期整備を望む。	

NO	分類	意見	対応
11	治水	洪水ハザードマップを整備するよう市町村に指導してほしい。	ハザードマップの作成主体は各自治体ですが、大臣管理区間からの氾濫が及ぶ全ての市町で洪水ハザードマップ等が早期に作成・公表されるよう、関係機関との連携をさらに強化していきます。その旨を、計画案「P142 浸水想定区域の指定、公表」に記載しております。
12	治水	わかりやすい避難情報をいち早く伝えられるようにしてほしい。	また、防災情報の多様化について、計画案「P144 防災情報の多様化」に記載しており、洪水、高潮等による被害を最小限にとどめるため、地域住民及び自治体等の受け手の判断・行動に役立つ情報の整備とともに、それを確実に伝えるための体制づくりを行います。
13	治水	小石原川下流など無堤箇所が残るが、万が一の場合には防災情報を伝えられるようにしてほしい。	筑後川に遺されている二線堤(控堤)、輪中堤及び霞堤等の堤防については、現在の土地利用等も考慮しつつ、減災効果があるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得ながら、施設の保全に努めます。その旨を、計画案「P147 (9)歴史的な治水施設の保全」に記載しております。
14	治水	これからの治水は、遊水地、輪中堤などの伝統的な治水施設も有効に考えるべき。	「久留米東部河川防災ステーション(久留米市)」については、整備を行う旨を計画案「P149 (10)河川防災ステーション等の整備と活用」に記載しています。整備にあたっては久留米市と連携して行いますが、現在実施中の久留米市太郎原地区の堤防整備に併せ、今後30年間の前半のうちに整備したいと考えております。
15	治水	久留米東部の防災ステーションを早期に整備してほしい。	大規模な地震災害等が発生した場合に、河口から巨瀬川合流点付近までの河道を緊急航路として確保し、緊急物資の輸送及び円滑な災害復旧に活用できるよう、小森野床固に閘門を整備する旨、計画案「P150 (12)緊急時の航路確保」に記載しています。なお、整備にあたっては、平成18年度末の完成を予定しております。
16	治水	小森野床固の閘門の早期完成を期待している。	市街化の抑制や農地の遊水機能保全などについては、河川法に基づいて河川管理者が作成する河川整備計画に記載するものではありませんが、洪水流出量の増加の抑制や浸水危険箇所での市街化の抑制等、減災に向けた取り組みについては、関係機関と情報を共有し相互に連携していくことが必要であると考えています。その旨を計画案「P165 5.7流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント」に記載しております。
17	治水	減災対策については、河川行政のみならず、自治体がまちづくりとして取り組んでいけるよう、連携を図ることが必要。	
18	治水	洪水の危険性がある地域には、関係機関と連携し、住宅が立地しないように規制すべきではないか。	
19	治水	関係機関と連携し、農地の遊水機能などが保全できるよう、市街化を抑制すべきではないか。	

2.2 利水に関するもの

NO	分類	意見	対応
1	利水	筑後大堰から農業用水が取水できるようになって、水の心配が少なくなったが、日照りが続いた時には筑後川の水が不足しないか心配である。	<p>夏場の河川流量の確保が急務であることは、河川管理者としても認識しており、河川水の利用、動植物の保護、流水の清潔の保持等、流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保に努めるため、河川利用者及び関係行政機関等と連携して、適正な水利用に努めるとともに、大山ダム、小石原川ダム、ダム群連携施設、佐賀導水を整備します。その旨を、計画案「P85 4.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する考え方」、計画案「P115 4.2.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する整備」に記載しています。</p> <p>また、水資源の有効活用を図るため、河川流量の管理、取水量等の把握、河川利用者との情報連絡体制の構築等、渇水時の対策、既設ダムの有効活用に取り組みます。その旨を、計画案「P151～152 4.3.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項」に記載しております。</p> <p>また、城原川については、城原川ダムにおける不特定容量の確保の必要性について、更に調査・検討することとしており、その旨を、計画案「P85 4.1.2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する考え方」に記載しております。</p>
2	利水	筑後大堰下流では、夏場に水が流れていないような状況になっているので改善が必要。	
3	利水	夏場に筑後川の水が減少し恵利堰の周辺では大量の魚が死んでいたが大丈夫か。	
4	利水	朝羽大橋周辺は夏場に干上がってしまうが、もっと川らしい流れにできないか。	
5	利水	城原川の水利用の課題については、関係者において議論を進め早期に問題の解決策を図ってほしい。	
6	利水	城原川では、殆ど水が流れていないこともあり、環境面で問題がある。	

2.3 自然環境に関するもの

NO	分類	意見	対応
1	環境	筑後川中下流は、砂利採取によって川底が下がり河川環境が変わっているが、昔のような砂河原の環境が再生できないか。	筑後川中下流における自然環境において、砂等の河床材料は重要な要素と考えています。計画案「P118 (2)筑後川中流部の河川環境の保全と再生、P119 (3)筑後川下流部の汽水環境の保全と再生」では、そのことを考慮した上での取り組みとなっています。 また、河川を総合的に管理していくため、河道内の土砂等を調査することとしており、その旨を、計画案「P138 (5)河川等における基礎的な調査」に記載しています。
2	環境	筑後川中下流の川砂が無くなったことは、時代背景もあり仕方がないが、少しでも川砂が再生されることを望む。	
3	環境	筑後川下流の汽水域では、昔のようにシジミも生息していない。環境の保全・再生を図ってほしい。	筑後川下流部の汽水域は、筑後川固有の魚類が生息するなど、他に類をみない独特な環境を有していることから、学識経験者等の意見を聴きながら、「筑後川汽水環境保全・再生計画(仮称)」を策定し、必要に応じた保全・再生策を講じます。その旨を、計画案「P119 (3)筑後川下流部の汽水環境の保全と再生」に記載しております。
4	環境	大山ダムの整備にあたっては、出来る限りの水質対策を実施してほしい。	大山ダムの整備にあたっては、ダム、付け替え道路及び工事用道路等の工事や新たな貯水池などが、大気環境、水環境、地形、地質、植物、動物、生態系、景観及び人と自然との触れ合い活動の場等に与える影響を予測評価し、その結果に応じて回避、低減、または代償の措置を講じることとしております。その旨を計画案「P121 (5)ダム貯水池及び周辺の環境整備」に記載しております。
5	環境	松原ダムの底水放流により土砂が流れ出しアユの生息に影響が出ているのではないかと、松原ダムの放流水質の改善を考える必要がある。	松原ダムにおいては、ダム湖に流入する土砂や濁水による水質悪化を軽減するとともに、水と緑に囲まれた豊かで美しい環境の創出を目指し、ダム湖周辺に樹林帯を整備します。その旨を、計画案「P121 (5)ダム貯水池及び周辺の環境整備」に記載しております。
6	環境	松原ダム周辺の景観向上のためにも樹林帯整備を計画的に進めてほしい。	
7	環境	ブラックバスなどの外来種が、在来種へ与える影響も考えるべき。	ブラックバス等の外来種については、平成17年6月1日施行の「特定外来生物による生態系に係る被害防止に関する法律(以下「外来生物法」とする。)」により特定外来生物に第一次指定された37種に含まれており、筑後川においても、過去に実施した河川水辺の国勢調査(国土交通省実施)で、ブラックバス等が確認されています。外来生物法に基づく防除を実施する主体から防除の実施に際し依頼があった場合には、治水、利水並びに河川全体の生態系等に配慮しつつ、河川水辺の国勢調査等を通じて得られた特定外来生物の生息・生育状況の提供等、河川管理者として可能な限り協力していきます。 なお、外来種の生息・生育状況等について調査を行なう旨、「P153 (1)動植物の生息・生育環境の保全」に記載しております。

8	環境	水質調査結果では環境基準を満足しているが、実感としての水質は良くないので改善に向けて取り組んでほしい。	水質については、関係行政機関や住民団体(NPOを含む)等との連携を深め、更なる水質の向上に努めます。また、水質への地域住民の関心を高めるため、わかりやすい指標を用いた水質調査、水生生物を指標とした水質調査を、子ども達の環境学習の一環として、学校等と連携して実施する旨を、計画案「P154 (2)水質の保全」に記載しております。
9	環境	有明海の環境再生も考えて河川環境を良くしてほしい。	源流から河口までの流域全体、並びに有明海を視野に入れて、水質汚濁負荷の削減、ゴミ発生量の削減、健全な水の循環及び土砂の移動等につなげる旨を、計画案「P165 5.7流域全体を視野に入れた総合的なマネジメント」に記載しております。

2.4 空間利用に関するもの

NO	分類	意見	対応
1	利用	堤防の整備にあたっては、小段を設けるよりも緩傾斜の勾配で整備したほうが利用しやすい。	治水、利水、環境及び利用を一体的に捉え、それぞれの目標が調和しながら達成されるよう、総合的な視点で整備することとし、その旨、計画案「P86 4.1.4河川整備の実施に関する総合的な考え方」に記載しており、堤防や護岸等の整備においても同様に考えております。
2	利用	根固ブロックの多用は良くないので、できるかぎり自然に近い河岸にしてほしい。	
3	利用	散策路、親水護岸、せせらぎ水路などを整備してほしい。	河川空間の利用については、親水性の向上、環境学習及び自然体験の場づくりに努めることとし、自治体等と連携し、河川利用の推進に向けた整備に取り組みます。その旨を計画案「P116 4.2.3河川環境の整備と保全に関する整備」に記載しております。
4	利用	子どもだけでなく大人も一緒に川遊びができるような環境を整えてほしい。	
5	利用	筑後川の下流は水深が深く、ガタ土も堆積し、川遊びをするには危険になっている。ヨシ原や砂場の整備などで川遊びのできる空間が整備できないか。	
6	利用	堤防沿いに桜つつみを整備することは可能か。	桜などの植樹については、河川管理者が実施する事項ではありませんが、洪水の流下に対する所要の機能に支障がない範囲で、堤防側帯などに緑化を推進する必要がある区間等において、地方自治体等で整備することは可能です。 なお、桜つつみや水辺プラザなどの整備については、自治体等と連携し、制度を活用する旨を、計画案「P116 4.2.3河川環境の整備と保全に関する整備」に記載しております。
7	利用	「川の駅」を自治体などと連携して整備し、もっと河川空間を活用できるようにしてほしい。	
8	利用	千年分水路の童子丸池周辺を環境整備して、水遊びなどができるような空間として活用したらどうか。	また、河川の持つ多様な機能を発揮させ、さらに河川と河川周辺の自然・歴史・文化資源等の有機的なネットワークを構築するため、川・人・まちをつなぐ水辺の拠点として、「筑後川ふれあいスポット川標(仮称)」を自治体等と連携して整備することとしており、童子丸池を含む千年分水路周辺を候補地としています。その旨を「P122～123 筑後川中下流部における河川利用促進」に記載しております。
9	利用	下笠ダムの水源地である上流は過疎化が進行している。ダムは下流のために役立っているので、ダム周辺地域の振興策を支援して欲しい。	下笠ダム等においては、地域住民、自治体等と連携し、ダム周辺の環境整備、ダム湖の利用・活用の促進及び上下流の住民交流等の「水源地域ビジョン」に基づいた施策を推進することで、水源地域の活性化を図ります。その旨、「P127 ダムを活かした水源地域の活性化」に記載しております。
10	利用	次世代を支える子どもたちが川に愛着を持つように自然体験や環境学習への支援を積極的に進めてほしい。	筑後川において、子どもたちの自然体験活動、環境学習活動を支援するために住民団体(NPOを含む)及び自治体等と連携して開催しているリバースクール等の支援を継続していきます。また、子どもたちの川での活動を支えるため、指導者育成のための講習会等を実施するなど、川の指導者「リバーガイド(仮称)」の育成にも取り組むこととしています。その旨、「P161 5.3川と人との係わりの復活」に記載しております。

2.5 管理に関するもの

NO	分類	意見	対応
1	管理	河川敷の草を牧草などに再利用してコストの縮減を図るべきである。	除草にあたっては、地域住民及び自治体等の参画を積極的に推進するとともに、環境への負荷を低減させるための取り組みとして、刈草のリサイクルに努めます。その旨を、計画案「P131」に掲載するとともに、写真4-3-4において、刈草のリサイクル(堆肥化)を例として掲載しております。
2	管理	地域参加による草刈りなどの方法も考えてみたらどうか。	除草については、堤防の点検、危険箇所(法崩れ、漏水等)の発見、洪水時の水防活動を容易にすること等のために必要な箇所と時期に行っています。なお、地域住民及び自治体等の参画を積極的に推進する旨を、計画案「P131」に記載するとともに、写真4-3-5において住民による堤防の除草(佐田川)の事例を掲載しております。 ゴミ投棄については、地域住民及び企業等の参加による河川の美化・清掃活動の支援やアダプトプログラムの活用促進を自治体と連携して行います。河川に不法投棄される廃棄物については、監視等を強化するとともに、発見された場合には、自治体及び警察等と連携し、適切に対処します。その旨を、計画案「P157 河川に流入、投棄されるゴミ等の対策」に記載しております。
3	管理	草刈りの回数を増やすなど充実させることがゴミ投棄の抑止につながると思うが、なにか良い方法はないのか。	
4	管理	水門や樋門の操作人が高齢化しており後継者がいない。操作を自動化するなどの対応が必要ではないか。	洪水、高潮等の発生時に操作が必要な水門・樋門及び排水機場等の操作に関しては、光ファイバー等の情報インフラを整備し、河川管理施設の遠隔監視・操作を行います。また、自動制御化についても検討し、可能なものから実施していくこととしており、その旨を、計画案「P133 (2)水門、排水機場等の操作管理」に記載しております。
5	管理	筑後川下流にはガタ土の堆積が進行しているので、浚渫などの対応が必要ではないか。	筑後大堰の下流区間については、ガタ土堆積による洪水の流下能力の低下及び水門・樋門等の排水機能の低下が懸念されることから、治水上支障がある場合は、必要に応じてガタ土を除去するなど、河道の管理に努めることとしており、その旨を、計画案「P137 (4)河道の維持管理」に記載しております。
6	管理	環境との調和も必要であるが、河川内の樹木が生い茂っているので伐採が必要ではないか。	河川管理上支障がある河道内の樹木等の草木については、動植物の生息・生育環境及び景観に配慮し、必要に応じて、伐採・剪定します。その旨を、計画案「P138」に記載しております。
7	管理	河川の中の樹木にごみがかかって景観面で問題があるので伐採できないか。	
8	管理	朝羽大橋周辺にはホタルの幼虫を放流しているので、樹木の伐採を行う場合には注意してほしい。	

9	管理	久留米市街部の水上オートバイについても、適正な利用が図れるよう対処して欲しい。	水上オートバイ等の利用については、河川空間における利用上の安全確保及び秩序の維持を図るため、河川利用者及び自治体等と連携して水面利用のルールづくりを行います。その旨を、計画案「P156 (3)河川空間の適切な利用」に記載しております。
10	管理	河川におけるゴミ拾いや草刈りなどのボランティア活動を支援してほしい。	河川に流入、投棄されるゴミ等を減らすため、地域住民及び企業等の参加による河川の美化・清掃活動を自治体と連携して支援し、美化意識の向上を図ります。また、地域住民等がボランティアにより継続的に河川美化活動を実施するアダプトプログラムの活用を、自治体等と連携して促進します。 河川に廃棄物が不法投棄されないよう、監視等を強化するとともに、廃棄物の投棄が発見された場合には、自治体及び警察等と連携し、適切に対処します。その旨を、計画案「P157 (4)河川に流入、投棄されるゴミ等の対策」に記載しております。
11	管理	河川に関心を持ってもらうことが、ゴミの減量や水質の改善につながる。	
12	管理	ゴミの問題については、もっと広報して多くの住民に周知すべき。	
13	管理	ゴミの不法投棄を防止するため、監視を強化したり、看板による啓発なども必要ではないか。	

2.6 その他

NO	分類	意見	対応
1	その他	親水施設等の整備にあたっては、計画段階からの住民連携がないと維持管理がうまくいかない。	河川管理においてよりきめ細かく高度な行政サービスを実現するためには、調査、計画、設計、施工及び、維持・管理に至る各分野において、住民との対話を継続することはもとより、必要に応じてこれらの多様で主体的な活動と適切に連携、さらには協働を積極的に進めることが不可欠です。その旨を、計画案「P158 5.筑後川における総合的な取り組み、P159 5.1対話と協働による川づくり」に記載しております。
2	その他	地域住民による活動を河川行政に上手に組み込んでいただきたい。	
3	その他	河川の整備を進めていくうえでは、地元住民や子どもたちの意見も取り入れて進めてほしい。	より良い川づくりを進めていくために、今後も「筑後川流域1万人会議」などの取り組みによる、きめ細やかな情報の提供と、地域の意見の把握により、具体の川づくりに活かしていきます。 また、地域と連携した河川管理を行うことにより、魅力ある川や地域の実現につながるよう、地域住民、自治体及び河川管理者が一体となった協働体制を構築していくこととしており、その旨を計画案「P159 5.1対話と協働による川づくり」に記載しております。
4	その他	地域住民の声が市町村どまりになっており、国まで届かない。地域住民と直接対話する機会を今後も作ってほしい。	
5	その他	筑後川下流では川を活かしたイベントが少ないので、もっと増えるように支援して欲しい。	将来の子どもたちに、筑後川を良好な状態で受け継いでいくためには、地域に暮らす人々が川の恩恵や価値に気づき、川を大切にしたい、川に誇りを持つことが重要です。筑後川が持つ価値・魅力を再認識できるような取り組みを、住民団体(NPOを含む)及び自治体等と連携して進めます。その旨を、計画案「P164 5.6筑後川の価値・魅力の再認識」に記載しております。
6	その他	筑後川のファン、サポーターを増やして欲しい。	

3. 新たに河川整備計画(案)に盛り込んだ意見(集約)

学識経験者並びに流域住民の皆様からいただいたご意見のうち、新たに河川整備計画(案)に盛り込んだ主な意見と、その理由を以下に示します。

3.1 治水に関するもの

NO	分類	意見	対応
1	治水	城原川上流の一部堤防の低い箇所を嵩上げすることで、下流の洪水に対する危険性が增大しないか心配。	上流区間の堤防嵩上げにあたっては、下流区間の河道掘削等により、流下能力を確保したうえで実施します。その旨を計画案「P94【支川城原川】」に追加記載しました。
2	治水	橋梁が洪水の流れの障害とならないか心配である。	河川整備計画の目標流量を安全に流下させるためには、洪水の流下障害となっている橋梁や堰については、改築する予定です。改築対象の橋梁や堰については、「表 架替等橋梁一覧」、「表 改築等堰一覧」を、計画案「P91～104」に追加記載しました。
3	治水	城原川のお茶屋堰など、洪水の障害となっている堰については可動化して洪水が安全に流れるようにしてほしい。	
4	治水	広川左岸の河岸が深掘れしており危険である。	広川左岸につきましては、河川横断調査により深掘れが確認されましたので、計画案「P108 表4-2-31水衝部対策等の箇所一覧表、図4-2-21(1)水衝部対策箇所の位置(下流)」に広川左岸(久留米市城島町内野)を追加記載しました。
5	治水	筑後川の中下流の堤防には菜の花やダイコンが生えているが、堤防の安全に問題がないか心配。	筑後川中下流の河川の堤防には、広い範囲で菜の花(セイヨウアブラナ、セイヨウカラシナ)や近年生息範囲を広げているダイコン(ノダイコン、ハマダイコン)が見られますが、菜の花の腐った根にはミズが繁殖し、そのミズを補食するモグラが掘る穴によって堤防が弱体化する恐れがあります。その旨を、計画案「P41 2.1.3堤防の安全性」に追加記載するとともに、これらの動植物の堤防への影響について継続的に調査し、必要に応じて堤防の安全性を確保するための対策を講じる必要があると考え、その旨を、計画案「P132」に追加記載しました。
6	治水	河川敷にモグラの穴の跡が沢山みられるが、堤防に穴が空いてないか心配している。	
7	治水	筑後川下流の荒籠が損壊してきているので、保全・再生を図ってほしい。	荒籠は、河道維持等の機能を果たしていると考えられることから、その効果を調査し必要に応じて保全再生します。その旨を計画案「P137 (4)河道の維持管理」に追加記載しました。
8	治水	地域毎に解りやすい洪水ハザードマップを提供したほうが、避難に役立つ。	洪水、高潮等による被害を最小限にとどめるには、地域住民及び自治体等の受け手の判断・行動に役立つ、より分かりやすい情報の整備が必要です。そのためには、きめ細かな、地域特性に応じた、なじみやすい情報内容及び手段であるべきと考え、その旨を計画案「P142 浸水想定区域の指定、公表」、「P143 防災情報の多様化」に追加記載しました。
9	治水	洪水の危険を知らせる方法は、昔ながらの音による方法(半鐘、ホラ貝など)が有効である。	
10	治水	高潮警報や注意報だけでは危険な状態を実感できない。	

3.2 自然環境に関するもの

NO	分類	意見	対応
1	環境	特定種の一覧表については、上流大分県の区間に佐賀県や福岡県の指定種が入っているようなので、精査が必要。また、アイウエオ順ではなく、近縁の種毎に整理したほうが分かりやすい。	各県で指定されている特定種と区間別の種の記載については、ご指摘のとおり整合を図る必要があります。また、種の記載順についても、ご指摘のとおり近縁の種毎に記載したほうが分かりやすいと判断いたしましたので、ともに計画案「P56～58 表2-3-1筑後川水系で確認された特定種」を、修正しました。
2	環境	基本理念に、「水質の保全と向上」といったキーワードを記載すべき。	水質の保全と向上については、整備計画においても、特に重要な事項であると考えられることから、基本理念のキーワードとしても記載することとし、計画案「P73 3.1河川整備計画の基本理念」に追加記載しました。
3	環境	河川のみならず周辺の自然環境も把握し、河川整備に活かしていく必要がある。	河川整備の実施にあたっては、河川のみならず、必要に応じて河川周辺の環境等も把握したうえで、河川整備に活かす必要があると考え、その旨を計画案「P86 4.1.4河川整備の実施に関する総合的な考え方」に追加記載しました。
4	環境	行政機関で設置している「水質汚濁連絡協議会」と住民団体とが連携して水質改善への取り組みを行う必要がある。	水質の改善については、流域全体における水質汚濁対策が必要であることから、河川管理者と関係行政機関のみならず、河川管理者と住民団体（NPOを含む）等との連携を深める必要があると考え、計画案「P154 (2)水質の保全」に追加記載しました。

3.3 空間利用及び管理に関するもの

NO	分類	意見	対応
1	利用	高潮区間の堤防整備はコンクリートで覆われているが、今後の整備にあたっては景観に配慮してほしい。	筑後川下流や早津江川などの高潮対策を必要とする区間では、波浪等に対する安全を確保するため、コンクリート被覆構造による堤防を整備しています。 なお、筑後川下流や早津江川は、昇開橋及びヨシ原等と調和した特徴的な景観を有していることから、これらの周辺景観に配慮することとし、その旨を計画案「P110 (4)高潮による氾濫の防止」に追加記載しました。
2	利用	久留米市街部の河岸がコンクリート護岸で覆われているが、部分的でもよいので昔のような砂河原の河岸が再生できないか。	久留米市街部の河岸は、計画案「P55 日本住血吸虫病対策」にも示すとおり、過去の日本住血吸虫病撲滅対策を実施したことから、単調なコンクリート護岸となってきた経緯があります。近年、親水性の向上を望む声も多いことから、可能なところから、水と触れ合うことができるような河岸に再生していく旨の記述を、計画案「P124」に追加記載しました。
3	利用	久留米市街部の河川敷は、人工的な公園となっているが、子どもたちが水に触れ、自然を楽しめるような空間整備も必要である。	
4	利用	景観上、重要な箇所は抽出したうえで保全対策等を考える必要がある。	筑後川には、自然の営みによって形成された瀬、淵、ワンド、河原、中洲、植物により形成される四季折々の風景等の自然景観のほか、治水、利水、舟運及び漁業等、人々が自然と係わり合うことで生まれる「営みの景観」があります。また、平成16年の景観法の制定後、福岡県は、県内で先行して「筑後田園都市推進評議会」を設置し、筑後地域の「筑後景観憲章」の策定を進めています。地域住民の筑後川の景観に対する関心も高く、筑後川が地域の景観を形づくる上でも重要な役割を担っています。 これらの景観と調和した、良好な河川景観を保全・形成していく必要があると考え、景観に関する現状を、計画案「P71 2.3.3河川の景観」に、そのための取り組みを、計画案「P128 (7)良好な河川景観の保全と形成」に追加記載しました。
5	管理	ダム貯水池周辺で地滑りが発生しないか心配である。	ダム貯水池周辺の山復法面の崩壊等については、ダム管理上の支障ともなります。関係機関と連携し周辺の山復法面の保全に努める旨を、計画案「P130 (1)河川管理施設等の機能の維持」に追加記載しました。
6	管理	筑後川下流の河川敷には使用されていない船舶が廃棄されているので対策が必要。	河川に放置された廃船等については、河川管理上の支障となる恐れもあることから、適切に対処する旨を、計画案「P157 (4)河川に流入、投棄されるゴミ等の対策」に追加記載しました。

3.4 その他

1	その他	目次を見れば整備計画の内容がある程度分かるよう、表記できないか。	より分かりやすい記述に努めることとし、全体を通して文章表現や記載方法の見直しを行いました。
2	その他	洪水対策の目標だけでは、整備による効果がわかりづらいので、整備計画が実施された後の効果(達成度)を記載したほうがよいのでは。	
3	その他	文章表現が堅く、専門用語が多いのでわかりにくい。	
4	その他	パンフレットの表現をもう少し本文に取り入れてみてはどうか。	

4. 河川整備計画(案)に盛り込まない意見(集約)

学識経験者並びに流域住民の皆様からいただいたご意見のうち、新たに河川整備計画(案)に盛り込まなかった主な意見と、その理由を以下に示します。

4.1 河川整備計画の対象区間外の意見

NO	分類	意見	対応
1	治水	玖珠川の天ヶ瀬温泉では毎年のように水害の心配があるので、治水対策を進めてほしい。	河川整備計画の対象区間は、計画案「P74～76 図3-2-1及び表3-2-1」に示す、筑後川水系の主要な河川(大臣管理区間)であり、ご指摘の箇所や農業用水路、河川は整備計画の対象としておりませんが、大分県、福岡県等の関係機関に、ご意見の旨をお伝えいたします。 また、環境面への配慮についてのご指摘につきましては、大臣管理区間における河川整備の実施においても活かしたいと考えております。
2	環境	千年分水路付近の中ノ島がゴミ処理場や養豚場として利用されており、環境面で心配している。自然公園として整備してほしい。	
3	環境	農業用水路や小河川をコンクリート張りしているが、そこから対策をしないと環境は良くならない。	

4.2 城原川ダムについて

NO	分類	意見	対応
1	治水	城原川ダムの整備は反対である。米国ではダムを撤去している時代なのにダムが必要なのか。	城原川ダムについては、城原川流域委員会により学識経験者の意見を聴くこととし、平成15年11月から平成16年11月まで計13回の委員会を開催、「治水対策としてダムは有効であり、引き続きダム案を治水対策の基本として調査・検討を行うことが妥当」との提案を頂きました。 さらに、その後、城原川に関連する地域の責任ある立場である首長(佐賀県知事、脊振村長、神埼町長、千代田町長、佐賀市長)から成る「城原川首長会議」が、平成16年12月から平成17年5月まで計11回開催され、ダムによらない治水対策の実現性などについてご議論いただきました。最終的には平成17年6月、佐賀県知事により「流水型ダム」のご提案があり、治水上のダムの必要性についてはご確認いただいたところと認識しています。 計画案にも、洪水調節施設として城原川ダムを設置し、河川改修と併せて、洪水に対応することとしています。(P83～84、P112、P114) なお、ダムの容量や貯水池の運用等については、河川整備計画策定後、ダム計画を詳細に検討する段階で決定します。(P114、P85)
2	治水	城原川ダムに水を貯めて、水利用に活用するとともに観光資源としても役立ててほしい。	
3	治水	有明海の環境のことを考えれば城原川ダムは流水型が良いと思う。	

4.3 森林の機能について

NO	分類	意見	対応
1	治水	河川整備を行うよりも森林の整備を行ったほうが治水対策として有効ではないのか。	森林保全や整備については、河川管理者が直接実施する立場にありませんが、治水・利水における森林の重要性については認識しております。そのため、計画案「P165 5.7 流域全体を視野に入れた総合的なマネージメント」にも、広く流域の状態の把握に努める旨を、記載しております。
2	環境	源流をよくしないと河川環境は良くならない。関係機関と連携を図り、山林管理の充実も図ってほしい。	また、森林の治水機能については、我が国を代表する科学者からなる組織「日本学術会議」の答申「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多目的な機能の評価について」（平成13年11月）において「治水上問題となる大雨のときには洪水を迎える以前に流域は流出に関して飽和状態となり、降った雨のほとんどが河川に流出するような状態になることから、降雨量が大きくなると、低減する効果は大きくは期待できない。このように、森林は中小洪水においては洪水緩和機能を発揮するが、大洪水においては顕著な効果は期待できない」ことが示されており、治水のためには森林整備と河川整備は両方必要だと認識しております。

4.4 他の管理者に係る施設について

NO	分類	意見	対応
1	利水	農業用の取水堰、取水樋門等が老朽化してきているので河川整備で改修してほしい。また、農業用の取水堰にゴミが溜まるので河川管理者で除去してほしい。	河川整備は、洪水に対する治水安全度の向上や利水や河川環境の保全・整備を目的に行うものであり、農業用の取水施設の改良、発電用のダム撤去、道路橋や港湾施設の整備、道路交通安全対策などについては、河川管理者が実施する立場にありません。
2	環境	夜明ダムが筑後川を分断しているため、魚が遡上できない。夜明ダムは撤去できないのか。	なお、現在、筑後川中下流の堤防の多くが、県道や市町村道等として利用され、地域からは堤防整備と併せた道路拡幅が期待されていることから、堤防上については、平常時の河川巡視、洪水時の水防活動及び、災害復旧活動を行う場所としての機能を確保しつつ、河川堤防の整備と道路整備の連携を図ることとし、その旨を計画案「P125」に記載しております。
3	利用	支川の合流点に橋梁を整備して堤防兼用道路の連続性を確保してほしい。	
4	利用	堤防上の道路幅員が狭いので危険である。道路を拡幅して安全に通行できるようにしてほしい。	
5	利用	筑後川下流において船舶の通航の安全を確保するため、デ・レーケ導流堤の先端に照明を設置できないか。	
6	利用	堤防兼用道路上をスピードを出して通航する車両が多く危険である。交通安全対策を強化してほしい。	
7	その他	昔のような床島堰に復元してほしい。	
8	利用	堤防道路やマラソンコース、サイクリングロード、駐車場などを整備してほしい。	道路やマラソンコース、駐車場、観光遊覧船等の便利施設については、洪水の流下に対する所要の機能に支障がない範囲で、これらの利用に積極的に活用を図る区間において自治体等で整備する場合がありますが、河川管理者が実施する事項ではありません。
9	利用	筑後川を観光遊覧船などで活用できるようにしてほしい。	なお、河川空間の利用を促進するため、親水性の向上、環境学習及び自然体験の場づくりやユニバーサルデザインの考え方に基づく施設整備を、自治体等と連携を図りながら、取り組めます。その旨を計画案「P116 4.2.3河川環境の整備と保全に関する整備」に記載しています。

4.5 水資源の計画について

NO	分類	意見	対応
1	利水	将来は人口が減少するので、ダムを整備してまで水道用水を確保する必要はないと思う。	<p>水道計画等については、利水事業者等が策定するものであり、河川管理者は水需要予測等の計画を行っていません。</p> <p>河川整備計画では、筑後川流域内において、大山ダム、小石原川ダム、ダム群連携施設の整備を予定しておりますが、利水については、福岡都市圏だけではなく、流域内の久留米市、大川市をはじめとする県南地域に対して水道用水の供給を行うとともに、河川水の利用、動植物の保護、流水の清潔の保持等、流水の正常な機能を維持するため必要な流量の確保を目的としています。</p> <p>また、整備にあたっては、ダムを活かした水源地域の活性化にも取り組みます。</p>
2	利水	過密・過疎を助長しないような水資源行政を進めて行く必要がある。	
3	利水	福岡都市圏などに水を供給するのは好ましくない。	

4.6 水質汚濁対策について

NO	分類	意見	対応
1	環境	松原ダム上流域では下水道整備も整っていない。筑後川の水質を良くするためには、上流域の温泉水、生活排水の排水対策を考えていく必要がある。	<p>家庭雑排水等の処理については、河川管理者が行うことはできませんが、流域の関係県及び市町村等が連携して、水質改善へ向けた啓発活動及び水質事故発生時の対応等を行う「筑後川水系水質汚濁対策連絡協議会」等により、流域全体の水質を保全し向上させるよう努めます。さらに、関係行政機関のみならず、住民団体(NPOを含む)等との連携を深め、更なる水質向上に努めます。その旨を「P154 (2)水質の保全」に記載しております。</p> <p>工場などの排出規制は、環境部局において適正に行われているものと考えております。</p>
2	環境	下水道整備等を実施し支川の水質の向上を図ってほしい。	
3	環境	合成洗剤の使用を中止して河川の水質改善を図る必要がある。	
4	環境	工場などから排出される汚水の規制を実施してほしい。	

4.7 その他

NO	分類	意見	対応
1	環境	筑後大堰によって砂が下流に流れないので、環境面で問題があるのではないかと。筑後大堰は撤去できないのか。	<p>筑後大堰は、洪水の安全な流下、水道用水及びかんがい用水の確保を目的としています。</p> <p>操作は、平常時には、ゲートの下からの放流を主体とし、洪水時には全ゲートを引き上げて全開状態としますので、通常の河川状態とほぼ同じ状態となることから、土砂はたまりにくい状況です。</p> <p>なお、河道内の土砂等を調査する旨を、計画案「P138 (5)河川等における基礎的な調査」に記載するとともに、健全な土砂の移動に努めるため、流域全体を視野に入れた総合的なマネージメントを進める旨を、計画案「P165 5.7流域全体を視野に入れた総合的なマネージメント」にも記載しております。</p>
2	環境	下笠ダムは夏場に貯水されておらず景観が悪いので、夏場も貯水できないのか。	<p>下笠ダム、松原ダムは、洪水調節を目的の一つとしており、雨の多い6月から9月の期間には、貯水位を下げて洪水を貯めるための空き容量を確保しておくことが必要です。</p>

3	環境	筑後川の上流ではツルヨシが生い茂っているため、川に近づけない。ヨシを刈ってほしい。	除草については、堤防の点検、危険箇所(法崩れ、漏水等)の発見、洪水時の水防活動を容易にすること等のために必要な箇所について行っています。
4	利用	遊漁料を支払わずに自由に魚釣りができるようにならないのか。	漁業権やそれに伴う遊漁料等の設定については、水産関係者において適正に行われているものと考えております。
5	その他	住民意見の反映のためにどのような努力をしているのか、またどのような意見をどのように反映するのかについて、説明責任を果たすべきでは。	住民懇談会は第1次筑後川流域1万人会議において128回、原案公表後の意見交換会(第2次筑後川流域1万人会議)において26回開催しており、十分に住民の意見を聴けたものと考えています。 また、意見の反映結果については、計画案と当資料によりお知らせするものです。
6	その他	城原川の本質、佐賀平野の治水・利水システムについて、十分な調査・研究が必要である。また、伝統的な治水・利水システムの継承可能性についての討議が必要である。	計画案は、13回の城原川流域委員会、11回の首長会議、43回の住民懇談会(城原川沿川地域)を行い、現在の城原川における課題等をふまえた上で、必要な治水・利水対策として整備する事項をまとめたものです。